

議案第9号

橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成29年6月12日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市病院事業の設置等に関する条例(平成18年橋本市条例第216号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(経営の基本) 第2条 略 2 診療科目は、次のとおりとする。 (1) 内科 (2) <u>～(20) 略</u> <u>(21)・(22) 略</u> <u>(23) 救急科</u> <u>(24) 腫瘍内科</u> 3 略</p>	<p>(経営の基本) 第2条 略 2 診療科目は、次のとおりとする。 (1) 内科 (2) 心療内科 <u>(3)～(21) 略</u> <u>(22) 腎臓内科</u> <u>(23)・(24) 略</u> 3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。